［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
三十四　厚生労働大臣	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であって第三十六条で定めるもの	法務大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条で定めるもの
三十四の二　都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教育職員の免許に関する事務であって第三十六条の二で定めるもの			戸籍関係情報であって第三十六条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
四十　都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって第四十二条で定めるもの	都道府県知事等	都道府県知事等	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第四十二条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
四十二　都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	都道府県知事等		生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第四十四条で定めるもの

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
三十四　厚生労働大臣	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であって第三十六条で定めるもの	法務大臣	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十六条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
四十　都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって第四十二条で定めるもの	都道府県知事等	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第四十二条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
四十二　都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	都道府県知事等		生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの